

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年9月30日
【計算期間】	第4期中（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【ファンド名】	アムンディ エス・エフ －SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803 （Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803）
【発行者名】	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー （Amundi Luxembourg S.A.）
【代表者の役職氏名】	取締役 ジャンヌ・デュヴ （Jeanne Duvoux, Managing Director） 取締役 エンリコ・トゥルキ （Enrico Turchi, Managing Director）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-2520、 アレ・シャファー5番 （5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 廣 本 文 晴 弁護士 白 川 剛 士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

アムンディ エス・エフーSMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803 (Amundi S.F. - SMBC Amundi Protect Fund USD Step 201803)（以下、アムンディ エス・エフを「ファンド」、SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803を「本サブ・ファンド」ということがある。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2021年7月末日現在）

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
債券	アメリカ合衆国	350,787,898.12	96.04
	スウェーデン	15,062,600.00	4.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－601,585.90	－0.16
合計 （純資産価額）		365,248,912.22 （約40,002百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、本サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.52円）による。

（注3）本サブ・ファンドは、ルクセンブルク法に基づいて設定されているが、本サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2021年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
2020年8月末日	483,791,707.51	52,985	109.07	11,945
9月末日	464,991,097.39	50,926	108.96	11,933
10月末日	453,934,175.52	49,715	108.69	11,904
11月末日	446,715,007.43	48,924	108.63	11,897
12月末日	439,281,534.93	48,110	108.66	11,900
2021年1月末日	428,937,596.45	46,977	108.50	11,883
2月末日	417,018,838.45	45,672	107.90	11,817
3月末日	406,856,862.47	44,559	107.84	11,811
4月末日	393,288,519.50	43,073	107.81	11,807
5月末日	384,723,366.31	42,135	107.83	11,810
6月末日	376,113,658.35	41,192	107.41	11,764
7月末日	365,248,912.22	40,002	107.58	11,782

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

期間	収益率（注）
2020年8月1日～2021年7月末日	－1.56%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b＝上記期間の直前の営業日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2【販売及び買戻しの実績】

2021年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	1,115,440 (1,115,440)	3,395,240 (3,395,240)

（注）（ ）内の数は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a. アムンディ エス・エフの日本において募集されたサブ・ファンド（以下「関係するサブ・ファンド」という。）の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の中間財務書類は、アムンディ エス・エフおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d. 原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、2021年7月31日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.52円）で換算された円換算額が併記されている。

（１）【資産及び負債の状況】

アムンディ エス・エフ

純資産計算書

2021年6月30日現在

注記		アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803			
		2021年6月30日		2020年6月30日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
有価証券、取得原価		344,386,126	37,717,169	430,355,668	47,132,553
有価証券に係る未実現純利益／（損失）		30,949,900	3,389,633	42,726,925	4,679,453
投資有価証券、時価	2	375,336,026	41,106,802	473,082,593	51,812,006
時価で購入された前払プレミアム・オプション契約	2,12	—	—	—	—
先物型オプション契約に係る未実現純利益	2,12	—	—	—	—
先渡為替契約に係る未実現純利益	2,9	—	—	—	—
金融先物契約に係る未実現純利益	2,8	—	—	78,305	8,576
スワップ契約に係る未実現純利益	2,13	—	—	—	—
銀行およびブローカー預託金		1,581,663	173,224	25,539,014	2,797,033
未収利息		1,101,466	120,633	1,430,450	156,663
未収分配金		—	—	—	—
発行未収金		—	—	—	—
有価証券売却未収金		—	—	—	—
設立費用、純額		—	—	—	—
その他の未収金		—	—	—	—
資産合計		378,019,155	41,400,658	500,130,362	54,774,277
負債					
当座借越		—	—	—	—
時価で償却された前払プレミアム・オプション契約	2,12	—	—	—	—
先物型オプション契約に係る未実現純損失	2,12	—	—	—	—
先渡為替契約に係る未実現純損失	2,9	—	—	—	—
金融先物契約に係る未実現純損失	2,8	8,086	886	—	—
スワップ契約に係る未実現純損失	2,13	—	—	—	—
買戻未払金		486,669	53,300	32,932	3,607
有価証券購入未払金		—	—	—	—
未払費用		1,410,742	154,504	1,877,697	205,645
その他の未払金		—	—	—	—
負債合計		1,905,497	208,690	1,910,629	209,252
純資産		376,113,658	41,191,968	498,219,733	54,565,025

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ

受益証券統計表

アムンディ エス・エフーSMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

				2021年6月30日 受益証券 1口当たり 純資産価格	2020年12月31日 受益証券 1口当たり 純資産価格	2019年12月31日 受益証券 1口当たり 純資産価格
	ISIN	2021年6月30日 受益証券口数				
クラスW1受益証券－非分配型	LU1744900314	3,501,740.000	米ドル	107.41	108.66	108.26
純資産総額			米ドル	376,113,658	439,281,535	514,235,878

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アムンディ エス・エフ
財務書類に対する注記
2021年6月30日現在

注1 はじめに

アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は、複数の独立したサブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）を有する契約型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）（以下「FCP」という。）として設立されている。ファンドは、2003年6月6日に設立された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であり、投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法（改正済）のパートIに基づき適格である。ファンドは、直近では2018年6月29日付で更新され、2018年7月16日付で会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）において公告された、期末現在有効な約款に準拠している。

ファンドは、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく株式会社（*société anonyme*）の形式で設立された会社であり、登録番号B57.255で商業および法人登記所に登録され、ルクセンブルクに登録事務所を有するアムンディ・アセット・マネジメント・エス・エー・エスの完全子会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって管理される、法人化されていない証券およびその他の資産の集合体である。管理会社は、1996年12月20日に無期限で設立された。管理会社の定款は、1997年1月28日にメモリアルで公告され、直近では2018年1月1日に改正された。

異なるサブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従って個別に投資される。すべてのサブ・ファンドはユーロまたは米ドル建てであり（以下「基準通貨」という。）、各サブ・ファンドのすべての資産および負債は各サブ・ファンドの基準通貨で評価される。

受益者は、ユーロ、米ドルおよびスイス・フランまたは管理会社の取締役会の決定に基づくその他の兌換通貨で購入することが認められている。ユーロ以外の通貨での受益証券1口当たり純資産価格（以下「1口当たりNAV」という。）は、ユーロでの1口当たりNAVへ日々換算して表示される。

以下のサブ・ファンドが運用を開始した：

関係するサブ・ファンドなし。

以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2021年6月30日現在、以下の22サブ・ファンドが運用されていた：

債券型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

エクイティ型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

アブソリュート・リターン型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

マルチ・アセット型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

コモディティー型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

元本保証型サブ・ファンド

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

2021年6月30日現在運用中の受益証券クラスの詳細は「受益証券統計表」に記載されており、受益証券クラスの記載事項は最新の英文目論見書に開示されている。

注2 重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルクにおける譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法令およびルクセンブルクで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

本財務書類は、投資有価証券の入手可能な最新の市場価格に基づいて当期の最終営業日に計算された純資産価額（以下「NAV」という。）を反映している。

投資有価証券またはその他の投資の評価

以下の価格決定方針が適用される。

- ・ **投資有価証券の評価**—証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されている投資有価証券は、関連する評価日の午後6時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。ただし、アムンディ・エス・エフ・ヨーロピアン・エクイティ・オプティマル・ボラティリティ サブ・ファンドにおいては午前10時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。各サブ・ファンドの（買い／中間／売り）価格算定ルールは、ファンドの管理会社の取締役会によって定期的に見直され、また各サブ・ファンドの投資サイクルおよび／または投資目的に合わせて適応されることがある。該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されている資産が証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、（前段落に従って決定される）入手可能な最新の価格が関連する資産の適正市場価額を示していない場合、かかる資産の価額は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
- ・ **オープン・エンド型およびクローズド・エンド型投資信託**—オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、決定され入手可能な最新の純資産価額で評価されるものとし、また、かかる価格が当該資産の適正市場価額を示していない場合には、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって価格が決定される。クローズド・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、入手可能な最新の時価で評価されるものとする。
- ・ **先渡為替契約**—先渡為替契約は、満期までの期間において「純資産計算書」日の適用される先物レートで評価される。先渡為替契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上される。ファンドはまた、ヘッジ付受益証券クラスも発行する。ヘッジ付受益証券クラスのために使用された先渡為替契約に係るすべての利益／（損失）は、関連する受益証券クラスにのみ割り当てられる。
- ・ **金融先物契約**—金融先物契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。先物契約を締結する際、当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後の支払いは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済の先物契約の時価の変動に基づく。金融先物契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上される。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。
- ・ **前払プレミアム・オプション契約**—サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプション契約を購入した場合、サブ・ファンドはプレミアムを支払い、当該プレミアムに等しい金額が資産として計上される。サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプションを売却した場合、サブ・ファンドはプレミアムを受領し、当該プレミアムに等しい金額が負債として計上される。

資産または負債は、オプション契約の現在の時価を反映するために日々調整される。

証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されているオプション契約は、取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。店頭オプションは、第三者の代理人により日々計算される価格に基づき取引相手方から受領した価額に対して検証された時価で評価される。

最新の公表価格がオプションを代表する価格でない場合、その評価は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって見積もられる潜在的売却価格に基づく。

オプションが行使されずに期限切れとなった場合、サブ・ファンドは、受領されたか、支払われたプレミアムの範囲で、利益または損失を現金化する。受領されたか、支払われたプレミアムならびにオプション契約からの未実現純利

益および損失は、「時価で購入された前払プレミアム・オプション契約」または「時価で償却された前払プレミアム・オプション契約」の勘定残高において「純資産計算書」に計上される。

- ・ **先物型オプション契約**—先物型オプション契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。契約締結時の当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済のオプション契約の時価の変動に基づく。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

先物型オプション契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。

- ・ **スワップ契約**—サブ・ファンドは、金利スワップ、スワップション、インフレ連動スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど、様々な種類のスワップ契約を締結することができる。スワップ契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。スワップ契約は、管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って、慎重に、かつ誠意をもって決定される公正な時価で評価される。

スワップ契約は、純資産価額の算出日ごとに時価で評価される。時価は、当該契約に規定された要素の評価に基づき、また、第三者の代理人、マーケット・メーカーまたは管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って内部モデルから取得される。

- ・ **連結財務書類**—各サブ・ファンドの数字は、それぞれの基準通貨で提示される。連結財務書類はユーロで表示されており、異なる通貨によるサブ・ファンドの純資産の合計は、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される。連結財務書類は、情報提供のみを目的として提示される。

期末現在、サブ・ファンドが同一アンブレラの他のサブ・ファンドに対して実施した投資の価額は20,581,390ユーロであり、連結純資産の0.60%に相当する。したがって、サブ・ファンド間における投資を除いた期末現在の連結純資産の合計は、3,412,144,371ユーロとなる。

- ・ **証券貸付**—サブ・ファンドは、借手にポートフォリオの証券を貸し付けることができる。この取引を保証するため、サブ・ファンドは担保を受領する。貸付証券は第三者ブローカーに引き渡され、これらの資産はサブ・ファンドのポートフォリオの一部として評価され続ける。貸付が終了した場合、サブ・ファンドは受領した担保を借手に返却しなければならない。貸付は、当事者によっていつでも終了することができる。

注3 2021年6月30日現在使用された換算レート

関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、2021年6月30日現在の実勢為替レートで換算される。外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで関連するサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

2021年6月30日現在使用された換算レートは、以下のとおりである。

1ユーロ＝

1.57965	オーストラリア・ドル
5.95070	ブラジル・レアル
1.46850	カナダ・ドル
1.09620	スイス・フラン
863.46570	チリ・ペソ
7.66195	オフショア人民元
7.66265	オンショア人民元
4,428.15090	コロンビア・ペソ
25.50700	チェコ・コルナ
1.95583	ドイツ・マルク
7.43625	デンマーク・クローネ
18.61270	エジプト・ポンド
0.85845	英ポンド
9.20950	香港ドル
351.03000	ハンガリー・フォリント
17,195.55050	インドネシア・ルピア
3.86425	イスラエル・シェケル
88.14795	インド・ルピー

1ユーロ＝

131.62305	日本円
1,335.50130	韓国ウォン
23.61185	メキシコ・ペソ
4.92330	マレーシア・リングgit
10.20490	ノルウェー・クローネ
1.69715	ニュージーランド・ドル
57.88970	フィリピン・ペソ
4.51475	ポーランド・ズウォティ
4.92450	ルーマニア・レウ
86.63445	ロシア・ルーブル
4.44760	サウジアラビア・リヤル
10.14200	スウェーデン・クローネ
1.59410	シンガポール・ドル
38.00810	タイ・バーツ
10.30250	トルコ・リラ
33.04215	台湾ドル
1.18590	米ドル
16.93315	南アフリカ・ランド

注4 管理報酬、投資運用報酬および販売報酬

管理報酬は各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連するサブ・ファンドおよび受益証券クラスによって年率0.25%から年率2.25%の間である。

クラスX受益証券については、管理報酬が管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、サブ・ファンドには請求されず、純資産価額にも反映されない。

2021年6月30日現在、実際に適用された管理報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスWI 受益証券
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

販売報酬（該当する場合）は、各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連する受益証券クラスによって年率0.00%から年率1.00%（上限）の間である。

2021年6月30日現在、実際に適用された販売報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスWI 受益証券
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

管理報酬および販売報酬は、いずれも、サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、四半期ごとに後払いで支払われる。

投資運用会社は、ファンドの約款に従って、管理会社により管理報酬の中からその報酬の支払いを受ける。

注5 成功報酬

管理会社は、英文目論見書に記載されるとおり、運用期間中に特定のサブ・ファンドの特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価額がベンチマークまたはパフォーマンス目標を上回った場合に当該受益証券クラスについて成功報酬を稼得することができる。

運用期間は、運用開始日から満期日までを運用期間とする一部のサブ・ファンド（ハイ・イールド・アンド・エマージング・マーケット・ボンド・オポチュニティーズ2021、セービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡおよびセービング・ボックスⅢ）を除き、暦年末である。

25%の上限料率で（該当する場合には受益証券クラスに応じて）設定される成功報酬は、運用期間中の関連する受益証券クラスの発行および買戻しに応じて調整されたベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えて増加した、当該クラスの資産の増加を参照して算出される。算出方法は以下のとおりである。

- 1) ベンチマークまたは運用利益がプラスである場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中それぞれのベンチマークを超えて達成した業績に対して、該当する場合には、（以下に定義された）ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 2) 運用期間中にサブ・ファンドのベンチマークまたはパフォーマンス目標が低下した場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中達成したプラスのパフォーマンスに対して、該当する場合には、ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 3) クラスのパフォーマンスがハイ・ウォーターマークおよびベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えたが、ハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスがベンチマークまたはパフォーマンス目標の超過パフォーマンス

より少ない場合、成功報酬は、ベンチマークまたはパフォーマンス目標ではなくハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスの割合を参照して算出される。

英文目論見書に定義されるように、ハイ・ウォーターマーク原則は、成功報酬が支払われていない場合の受益証券1口当たり純資産価格を以下のとおり設定する。

関連するクラスに最終成功報酬が支払われた場合は受益証券1口当たり純資産価格、関連するクラスに成功報酬が支払われていない場合はそのクラスの運用開始時の受益証券1口当たり純資産価格、または、関連するクラスに成功報酬が初めて導入された場合にはそのクラスが成功報酬を導入した日の直前の営業日の受益証券1口当たり純資産価格が設定される。

ベンチマークまたはパフォーマンス目標は、別段の定めがない限り、トータル・リターン・インデックスに基づく管理報酬およびその他の手数料の総額で算出される。

（債券型サブ・ファンド以外の）クラスF受益証券に関しては、パフォーマンス計算は「価格指数」（すなわち、ベンチマークまたはパフォーマンス目標から分配金を控除したもの）で行われる。

クラスX受益証券に関しては、成功報酬は、もしあれば、管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、純資産価額には反映されない。

注6 保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社

保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、ならびに登録事務代行会社および名義書換事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの資産から、以下の業務の対価として報酬を受領する。

- ・ 保管受託銀行および支払事務代行会社：当該報酬は、毎月末日の各サブ・ファンドのポートフォリオ価額に対する割合である。その範囲は、関連するサブ・ファンドの資産が保有される場所によって、年率0.003%から年率1.50%の間である。当該報酬は、各評価日に算出されかつ発生し、四半期ごとに後払いで支払われる。
- ・ 管理事務代行会社：当該報酬は、提供される主な業務の対価として年率0.01%の金額が、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生する。当該報酬は、四半期ごとに後払いで支払われる。
- ・ 登録事務代行会社および名義書換事務代行会社：提供された業務に対する報酬の主な構成要素は、運用中の受益証券クラスの数、顧客の口座の数および処理された取引の数である。

注7 ファンドの課税・年次税

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドは法人所得税またはキャピタル・ゲイン税を課せられない。ファンドは、暦四半期末時点の各サブ・ファンドの純資産価額に基づき年率0.05%の、四半期ごとに算出されかつ発生する、サブスクリプション税である年次税（*Taxe d'abonnement*）が課せられる。ただし、当該税は、適格な機関投資家のみを目的とする受益証券クラスに関連する場合、ならびにサブ・ファンドが短期金融市場商品および与信金融機関への預金への集合投資のみを目的とする場合、純資産価額の0.01%に減額される。

2010年12月17日法（改正済）の第175条(a)に従って、年次税が既に課せられた投資信託に投資される純資産は、当該税を免除される。ファンドが受領した利息収益および分配金収益には、発生した国の回収不能な源泉徴収税が課せられることがある。

注8 先物契約の未決済ポジション

2021年6月30日現在、一部のサブ・ファンドは先物契約の以下のポジションを保有している。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

契約数 購入／売却	銘柄	満期	通貨	未実現評価益／評価損 米ドル
23	US 5 YR NOTE FUTURE	2021年10月	米ドル	-8,085.82
				-8,085.82

注9 先渡為替契約の未決済ポジション

関係するサブ・ファンドなし。

注10 ポートフォリオ変動計算書

2021年6月30日終了期間のポートフォリオの変動の一覧表は、ファンドの管理会社の登録事務所において無料で入手可能である。

2021年6月30日現在未決済のデリバティブ契約に関連するすべての詳細は、財務書類に対する注記に記載されている。

注11 分配金

- ・ **分配型クラス**：当該クラスは、日次ベースで、生じた純収益に基づく金額の分配を行う。日次の金額は、月次で累積されかつ支払われる。
- ・ **毎年分配型クラス**：当該クラスは、年次ベースで、前年に生じた収益に基づく金額または運用開始日／年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行う。サブ・ファンドによって、報酬控除後または報酬込みの収益が分配されることがある。
- ・ **四半期分配目標型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行うことを目指す。
- ・ **四半期分配型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、同四半期に生じた純収益に基づく金額の分配を行う。

分配金の分配方針は、ファンドの英文目論見書により詳細に記載されている。当期において、英文目論見書に記載されている分配以外の分配は実施されていない。

注12 オプション

関係するサブ・ファンドなし。

注13 スワップ

関係するサブ・ファンドなし。

注14 担保

関係するサブ・ファンドなし。

注15 議決権行使方針

管理会社は、ポートフォリオ証券に付帯された議決権の行使を可能にするために、議決権行使方針を実施している。管理会社は、ファンドの最善の利益に合致する方法で議決権を行使することを目指す。議決権の行使において、その提案がショートおよびロング・タームの両方で保有するポートフォリオの価値に与える経済的影響が考慮される。一般的に、管理会社は、企業の戦略を支援し経営陣の提案に賛成票を投じることが、ポートフォリオの価値を高めるものとする。しかし、場合によっては、経営陣が示した提案が当該価値に悪影響を及ぼすことがあり、このことが管理会社の議決権行使に影響を及ぼすことがある。

管理会社は議決権を行使する。また、管理会社が委任された投資運用会社にポートフォリオ証券の議決権行使を授権した場合には、管理会社は委任された投資運用会社が議決権行使方針または別の承認された方針に従うことを要求する。同時に、管理会社および／または投資運用会社は、独立した第三者として委任状の分析、受益者会議の勧告、記録保管および議決権行使業務を支援させる場合がある。この場合、当該業務提供者は議決権行使方針に従って業務を提供するものとする。

注16 クラス・アクション

クラス・アクション（集団訴訟）とは、損失が起きた場合に投資家の集団が企業または公的機関から金銭的な補償を得るために請求することができる訴訟のことである。管理会社は、独立した二つの企業としてクラス・アクション活動を支援し、国際的な補償を確保する業務に従事させている。

ポートフォリオ分析、保管データの収集およびクラス・アクションに関するその他の活動の支援に関連して当該業務に対して事前に支払われた費用は、財務書類の「その他の手数料」において計上される。

クラス・アクションが決着された時に受領する金額は、財務書類の「その他の収益」において計上される。

2021年6月30日終了期間中、当該活動に対する収益は計上されなかった。

注17 後発事象

以下のサブ・ファンドが2021年6月30日付で運用を開始した。

関係するサブ・ファンドなし。

（２）【投資有価証券明細表等】

アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

投資有価証券明細表

2021年6月30日現在

数量		時価 米ドル	純資産比率 %
ロングポジション		375,336,026	99.79
公認の証券取引所に上場されているおよび／または他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある有価証券		375,336,026	99.79
	債券	375,336,026	99.79
	オランダ	10,769,400	2.86
10,000,000	ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV 4.25% REGS 14/09/2023	10,769,400	2.86
	スウェーデン	15,019,950	3.99
15,000,000	SWEDBANK FORENINGSSPARBKN 0.60% REGS 25/09/2023	15,019,950	3.99
	アメリカ合衆国	349,546,676	92.94
10,000,000	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC 3.65% REGS 22/02/2024	10,735,300	2.85
2,145,000	PFIZER INC 6.45% 01/02/2024	2,470,697	0.66
113,560,000	USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912820L473)	112,388,912	29.88
112,493,205	USA T-BONDS 0% 15/02/2024 USD (ISIN US912833LQ14)	111,280,394	29.59
1,000	USA T-BONDS 2.00% 30/04/2024	1,044	0.00
105,465,500	USA T-BONDS 2.125% 29/02/2024	110,335,043	29.34
1,000	USA T-BONDS 2.125% 31/03/2024	1,047	0.00
2,197,900	USA T-BONDS 2.75% 15/02/2024	2,334,239	0.62
投資有価証券合計		375,336,026	99.79

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】（2021年7月末日現在）

管理会社の資本金は一株当たり25ユーロ（約3,253円）の額面株式711,421株により表章される17,785,525ユーロ（約23億1,443万円）であり、全額払込み済である。

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.13円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ファンドの運用活動および他の業務運営について全体的な責任を負う。

管理会社は、各サブ・ファンドの日々の運用を投資運用会社に委託している。管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社に対する監督上の承認権限および管理権限を留保しており、そのパフォーマンス、投資戦略およびコストを密接に監視している。

管理会社は、2021年7月末日現在、以下のファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数 (通貨別)	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルク	会社型	194	125,690,841,583 ユーロ
		2	149,595,460 英ポンド
		13	232,848,346,245 日本円
		86	74,546,879,144 米ドル
		2	196,574,563 スイスフラン
	契約型	24	3,509,213,905 ユーロ
		1	59,299,843 英ポンド
		5	496,150,938 米ドル

（３）【その他】

管理会社については、2021年9月末日以前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年7月31日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.13円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

貸借対照表

2021年6月30日現在

(ユーロで表示)

	勘定科目	(ユーロ)	(千円)
1A1 資産			
1	発行済未払込資本金		
2	創業費		
3	固定資産	17,756,517.29	2,310,656
3.1	無形固定資産	0.00	0
3.2	有形固定資産	424,345.73	55,220
3.3	金融固定資産	17,332,171.56	2,255,435
3.3.1	関係会社持分		
3.3.2	関係会社に対する債権		
3.3.3	参加持分	17,332,171.56	2,255,435
3.3.4	当社が参加持分を有する企業に対する債権		
3.3.5	固定資産として保有する有価証券		
3.3.6	その他の固定資産		
4	流動資産	549,016,589.96	71,443,529
4.1	投資信託		
4.2	現金預金および郵便局当座預金口座現金	44,480,491.20	5,788,246
4.3	債権	504,536,098.76	65,655,283
4.4	譲渡可能有価証券		
4.5	その他		
5	調整勘定	64,452,271.08	8,387,174
6	その他		
7	当期損失		
9999	資産合計 (1+2+3+4+5+6+7)	631,225,378.33	82,141,358
1A2 負債			
1	資本	169,403,124.52	22,044,429
1.1	発行済資本金または設立資金	17,785,525.00	2,314,430
1.2	資本剰余金	22,534,231.75	2,932,380
1.3	再評価積立金		
1.4	法定準備金	1,778,552.50	231,443
1.5	その他の準備金	127,278,323.00	16,562,728
1.6	繰越利益	26,492.27	3,447
2	劣後債務		
3	負債引当金および費用引当金	1,705,334.82	221,915
3.1	年金および類似の債務に対する引当金		
3.2	納税引当金		
3.3	その他の引当金	1,705,334.82	221,915
4	調整勘定		

5	債務	371,251,608.04	48,310,972
6	当期利益	88,865,310.95	11,564,043
6.1	中間配当金控除		
9999	負債合計（1+2+3+4+5+6+6.1）	<u>631,225,378.33</u>	<u>82,141,358</u>

（２）【損益の状況】

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

損益計算書

2021年６月30日終了期間

（ユーロで表示）

	勘定科目	(ユーロ)	(千円)
1	受取利息および受取報酬	733,333,647.33	95,428,708
2	支払利息および支払報酬	(629,390,533.60)	(81,902,590)
3	その他の営業利益	5,030,268.62	654,589
4	総利益	108,973,382.35	14,180,706
5	有価証券にかかる収益	10,760,063.33	1,400,207
5.1	参加持分からの利益		
5.2	その他の有価証券にかかる利益		
5.3	参加持分または関係会社持分からの利益	10,760,063.33	1,400,207
6	一般管理費	(10,170,322.07)	(1,323,464)
6.1	人件費	5,170,201.43	672,798
6.1.1	給料および賃金	4,575,762.65	595,444
6.1.2	社会保障費	594,438.78	77,354
6.1.2.1	年金にかかる社会保障費	442,479.37	57,580
6.2	その他の管理費	5,000,120.64	650,666
7	評価調整	(2,875,178.55)	(374,147)
7.1	無形および有形資産にかかる評価調整	76,397.11	9,942
7.2	流動資産の一部である金融固定資産および譲渡可能有価証券 にかかる評価調整	2,798,781.44	364,205
7.3	その他の評価調整		
8	評価再調整		
9	一般リスク引当金		
10	通常の活動からの利益にかかる税金	(17,822,634.11)	(2,319,259)
11	通常の活動からの税引後利益	88,865,310.95	11,564,043
12	特別利益		
13	特別費用		
14	特別損益	0.00	0
15	特別損益にかかる税金		
16	1－15の項目で表示されないその他の税金		
17	当期利益	88,865,310.95	11,564,043

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

ファンドの管理

2021年6月30日終了期間

	<u>I.投資信託の管理会社により運用されるファンド</u>	ファンド数	サブ・ファンド数*	評価価格 (ユーロ)
	<u>I.1 ルクセンブルク法のファンド</u>			
10	F C P パート I	3	29	3,907,593,406.16
20	パート II			
30	専門投資信託	1	3	114,547,712.36
40	S I C A V パート I	12	308	187,768,943,315.98
50	パート II	3	6	229,244,520.31
60	専門投資信託	2	7	1,577,679,031.03
70	その他投資信託：（S I C A F 等）	6	6	1,168,480,786.02
80	小計	27	359	194,766,488,771.86
	<u>I.2 外国法のファンド</u>			
90	U C I T S			
100	非U C I T S			
110	小計	0	0	0.00
9999	合計	27	359	194,766,488,771.86

	<u>II.委託により運用されるファンド</u>	ファンド数	サブ・ファンド数*	評価価格 (ユーロ)
	<u>II.1 ルクセンブルク法のファンド</u>			
10	U C I T S			
20	非U C I T S			
30	小計	0	0	0.00
	<u>II.2 外国法のファンド</u>			
40	U C I T S			
50	非U C I T S			
60	小計	0	0	0.00
9999	合計	0	0	0.00

	<u>III.資本金</u>	金額 (ユーロ)
10	管理会社の資本金	141,761,957.76

注記

資本金：資本金額は、規則575/2013に基づき決定される。

＊ サブ・ファンド数：「1」の数値は、複数のサブ・ファンド構造の形式で設立されていない場合に記入される。

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

その他の事業

2021年6月30日終了期間

		数量	評価価格 (ユーロ)
	1.投資資産の管理		
1.1	管理の委託		
1.1.1	内：年金基金		
1.2	四半期中に受領した報酬	—	
	2.投資顧問		
2.1	既存の顧問契約		
2.2	四半期中に受領した報酬	—	
	3.ファンドの受益証券の保管および管理		
3.1	ファンドが保有する受益証券の預託		
3.2	四半期中に受領した報酬	—	

注記

1. 投資資産の管理

- 1) 管理資産の総額は、本表が作成された時点の時価を記載しなければならない。
- 2) 四半期中に受領した報酬に関して、本表が作成された四半期中に資産管理の枠組みにおいて受領した報酬（管理報酬、成功報酬等）の総額を記載しなければならない。

2. 投資顧問

- 1) 顧問契約：金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）アペンディクスIIセクションBに記載された金融商品に関する助言を一定期間または無期限で顧客に提供する目的で締結された契約である。
- 2) 金額：当会計期間中に顧問業務が提供された資産の平均額を記載しなければならない。これは、前会計年度の終了日現在の資産の金額を含め各月末の一定金額に基づき、当会計期間中に「顧問業務」が提供された顧客の資産の平均額の計算を含む。
- 3) 当月中に受領した報酬の金額：四半期中に受領した顧問報酬の金額の表が作成された日付を記載しなければならない。

3. ファンドの受益証券の保管および管理

- 1) ファンドが保有する受益証券の預託：預託数および当該預託の評価価格を記載しなければならない。
- 2) 四半期中に受領した報酬：本表が作成された日付現在、ファンドが保有する受益証券の預託業務の一環で受領した報酬の金額を記載しなければならない。

アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

従業員

2021年6月30日終了期間

従業員内訳

		男性		女性		合計	
		ルクセンブルク人*	外国人*	ルクセンブルク人*	外国人*	ルクセンブルク人*	外国人*
10	役員		3		1	0	4
20	従業員	1	43		34	1	77
30	労働者					0	0
40	合計	1	46	0	35	1	81
50	内、パートタイム		3		9	0	12

出向社員

		合計
10	管理会社の従業員合計	82
20	内、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する企業からの出向社員数または当該企業により派遣される従業員数	
30	内、海外に登記上の事務所を有する企業からの出向社員数または当該企業により派遣される従業員数	3

* 国籍別に従業員を記載：ルクセンブルク人または外国人